

## 第67回全国こけし祭り開催要綱

1. 目的 東北の風土に根付き育ってきた郷土色豊かな民芸品「伝統こけし」は、大崎市にとっても一大文化的、観光的財産である。その各地に育っている「伝統こけし」の歴史や背景を大切にしながら、それぞれの系統の持つ特色や流れを紹介し、「伝統こけし」の素晴らしさをより多くの人々に知っていただくと同時に、製作に従事する工人たちが、互いにその技術の切磋琢磨を行う場を提供することによって、優れた伝統工芸品の育成と発展を図るため全国こけし祭りを開催し、併せて本県観光物産並びに本市の観光物産の振興に寄与することを目的とする。
  2. 名称 第67回全国こけし祭り
  3. 主催 全国こけし祭り実行委員会  
(主管 宮城県・大崎市・鳴子温泉郷観光協会・鳴子温泉物産協会)
  4. 後援 国土交通省・東北経済産業局・東北森林管理局・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・宮城県観光連盟・宮城県商工会議所連合会・宮城県商工会連合会・宮城県物産振興協会・河北新報社・朝日新聞仙台総局・毎日新聞仙台支局・読売新聞東北総局・産経新聞社東北総局・NHK仙台放送局・東北放送・仙台放送・宮城テレビ放送・東日本放送・エフエム仙台・大崎タイムス社・玉造商工会・鳴子温泉観光協会・鳴子温泉旅館組合・鳴子みやげ品店組合
  5. 会場 大崎市立鳴子小学校体育館・鳴子温泉神社
  6. 会期 令和4年9月3日(土)～9月4日(日) 供養祭9月2日(金)
  7. 組織 第67回全国こけし祭りを実施するにあたり、主催者団体並びに関係諸団体からなる実行委員会及び内容の企画、立案を行う企画委員会を設置する。
  8. 委員長等 実行委員会に実行委員長1名、副実行委員長3名をおく。実行委員長には鳴子温泉物産協会会長の職にあるもの、副実行委員長には玉造商工会長、鳴子漆器協同組合理事長、鳴子温泉観光協会会長の職にあるものをあてる。  
実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。  
副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  9. 会議 実行委員会の会議は、実行委員長が招集し、議長となる。
  10. コンクール 各系統工人出品作品の審査、表彰、要綱は、別に定める。
  11. 祭事 全国こけし祭りで行う祭事は、次のとおりとする。
    - 1) 各系統工人コンクール出品作品の審査、表彰
    - 2) 各系統工人作品の販売
    - 3) こけし奉納並びに供養
    - 4) 過去の入賞こけしの展示
    - 5) 一般参加による絵付け等の体験
    - 6) その他
  12. 事務局 実行委員会の事務を処理するため、事務局をおく。  
事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
  13. その他 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則 この要綱は、令和4年6月7日から施行する

## 第31回鳴子漆器展開催要綱

1. 目的 藩政時代から約380年の伝統を誇り、国の伝統的工芸品の指定を受けている鳴子漆器の認識を深め、その品質、意匠、技術の向上と販路の拡大を図るとともに、宮城県内の漆器産業並びに物産・観光の振興に寄与することを目的とする。
  2. 名称 第31回鳴子漆器展
  3. 主催 鳴子漆器展実行委員会  
(主管：宮城県・大崎市・鳴子温泉物産協会・鳴子温泉郷観光協会)
  4. 会場 大崎市立鳴子小学校体育館
  5. 会期 令和4年9月3日(土)～9月4日(日)
  6. 組織 第31回鳴子漆器展を実施するにあたり、主催者団体並びに関係諸団体からなる実行委員会及び内容の企画、立案を行う企画委員会を設置する。
  7. 委員長等 実行委員会に実行委員長1名、副実行委員長3名をおく。実行委員長には鳴子温泉物産協会長の職にあるもの、副実行委員長には玉造商工会長、鳴子漆器協同組合理事長、鳴子温泉観光協会長の職にあるものをあてる。実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  8. 会議 実行委員会の会議は、実行委員長が招集し、議長となる。
  9. 内容 鳴子漆器職人・鳴子温泉物産協会の各種職人・岩出山しの竹細工、台東区江戸職人の展示即売・その他
  10. 事務局 実行委員会の事務を処理するため、事務局をおく。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
  11. その他 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。